

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】住民課・国保係

個人情報ファイルの名称	ADWORLDシステム、国保給付システム、国保データベースシステム、国保情報集約システム、国保総合システム	
行政機関等の名称	平田村長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険の資格管理・保険給付及びその他国保関連業務を行うため	
記録項目	1 被保険者番号、2 被保険者情報（宛名番号、個人番号、カナ氏名、氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所、世帯情報）、3 レセプト情報、4 支払情報、5 口座情報、6 所得情報	
記録範囲	被保険者（資格喪失者も含む）及び被保険者の属する世帯の世帯主	
記録情報の収集方法	本人、行政機関、医療機関、審査支払機関、損害保険会社等、住民基本台帳システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	福島県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）平田村総務課	
	（所在地）〒963-8292 平田村大字永田字切田 116 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 月 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】住民課・住民係

個人情報ファイルの名称	戸籍総合システム	
行政機関等の名称	平田村長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民課	
個人情報ファイルの利用目的	人の出生から死亡に至るまでの親族関係、日本国民として登録公証するため	
記録項目	1 本籍及び筆頭者、2 氏名、3 出生年月日、4 戸籍に入った原因及び年月日、5 実父母の氏名及び実父母との続柄、6 養子であるときは養親の氏名及び養親との続柄、7 夫婦については夫又は妻である旨、8 他の戸籍から入った者についてはその戸籍の表示、9 その他法務省令で定める事項	
記録範囲	筆頭者、配偶者、子	
記録情報の収集方法	戸籍届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	福島地方法務局郡山支局	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 平田村総務課	
	(所在地) 〒963-8292 平田村大字永田字切田 116 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	戸籍法第 24 条による戸籍訂正 配偶者暴力防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法に基づく支援措置	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 年 月 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】住民課・住民係

個人情報ファイルの名称	ADWORLDシステム（住民記録）	
行政機関等の名称	平田村長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民課	
個人情報ファイルの利用目的	住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎を登録するため	
記録項目	1 氏名及びカナ氏名、2 生年月日、3 性別、4 世帯主氏名、5 世帯主との続柄、6 戸籍の表示（日本人のみ）、7 住民となった年月日、8 住所、9 住所を定めた日、10 転入等をした者についてはその届出年月日、11 従前の住所、12 個人番号、13 住民票コード、14 国籍・地域（外国人のみ）、15 外国人住民となった年月日（外国人のみ）、16 法第 30 条の 45 の表の下欄に掲げる事項（外国人のみ）、17 通称（外国人のみ）、18 通称の記載及び削除に関する事項（外国人のみ）、19 選挙人名簿に登録されている旨、20 国民健康保険の被保険者の資格に関する事項、21 後期高齢者医療の被保険者の資格に関する事項、22 介護保険の被保険者の資格に関する事項、23 国民年金の被保険者の資格に関する事項、24 児童手当の支給を受けている者の資格に関する事項、25 印鑑登録に関する事項、26 世帯番号、27 個人番号カードに関する事項、28 その他必要事項	
記録範囲	世帯主及び世帯員（転出者、死亡者等を含む。）	
記録情報の収集方法	本人、世帯員、行政、戸籍届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	選挙管理委員会、税務課、健康福祉課、産業建設課、教育委員会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）平田村総務課 （所在地）〒963-8292 平田村大字永田字切田 116 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	配偶者暴力防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法に基づく支援措置	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

作成日（最終修正日）：令和 年 月 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】住民課・住民係

個人情報ファイルの名称	ADWORLDシステム（印鑑登録）	
行政機関等の名称	平田村長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民課	
個人情報ファイルの利用目的	印鑑を登録し、印鑑（登録された印章）により個人を証明する、または本人が当該印章を相違なく所有すると証明するため	
記録項目	1 印影、2 氏名、3 生年月日、4 性別、5 住所	
記録範囲	本人	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）平田村総務課	
	（所在地）〒963-8292 平田村大字永田字切田 116 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 年 月 日